

# 平成19年から税源移譲により 所得税と市県民税が変わります

地方分権を積極的に進める「三位一体改革」の一環として、税源移譲が実施されます。これにより、所得税(国税)と市県民税(地方税)の税率が変わることで、国の税収が減り、地方の税収が増えます。

■問い合わせ 税務課(☎982-1111、内線533)

## 所得税

平成19年1月分から適用

4段階の税率を **6段階に細分化**

(所得税と市県民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

## 市県民税

平成19年6月分から適用

3段階の税率から **一律10%に**

(市民税6%・県民税4%)

ほとんどの方は、**1月分から所得税が減り、6月分から市県民税が増える**こととなります。しかし、税源の移し替えのため、「所得税+市県民税」の**負担は基本的には変わりません**。

### モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

#### 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担 増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	<b>188,500円</b>		62,000円	126,500円	<b>188,500円</b>	<b>0円</b>	
500万円	258,000円	163,000円	<b>421,000円</b>		160,500円	260,500円	<b>421,000円</b>	<b>0円</b>	
700万円	474,000円	307,000円	<b>781,000円</b>		376,500円	404,500円	<b>781,000円</b>	<b>0円</b>	

#### 夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担 増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	0円	9,000円	<b>9,000円</b>		0円	9,000円	<b>9,000円</b>	<b>0円</b>	
500万円	119,000円	76,000円	<b>195,000円</b>		59,500円	135,500円	<b>195,000円</b>	<b>0円</b>	
700万円	263,000円	196,000円	<b>459,000円</b>		165,500円	293,500円	<b>459,000円</b>	<b>0円</b>	

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。  
 ※定率減税については考慮していません。

## ◎税源移譲以外の主な変更点

### 市県民税の老年者非課税措置の廃止

平成17年1月1日現在、65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、市県民税を非課税とする「老年者非課税措置」が平成17年度まで適用されていましたが、平成18年度から廃止されています。ただし、下記のとおり経過措置を設けています。

#### 平成17年度

前年の合計所得金額が125万円以下の方

### 非課税

#### 平成18年度以降

前年の合計所得金額が125万円以下の方

### 課税

経過措置として、

平成18年度は税額の3分の2を減額

平成19年度は税額の3分の1を減額

平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象です。

### 定率減税の廃止

平成11年度から、景気回復のための特別措置として導入されていた「定率減税」が廃止されます。

#### 平成18年

所得税：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

市県民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

#### 平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止

市県民税：平成19年6月分から廃止

#### モデルケース

夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	平成19年以降
市県民税	196,000円	市県民税 293,500円
・定率減税	▲14,700円	・定率減税 廃止
所得税	263,000円	所得税 165,500円
・定率減税	▲26,300円	・定率減税 廃止
合計	418,000円	合計 459,000円

※子どもの1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されているものとして計算。

## 手話通訳者・要約筆記者奉仕員派遣事業をご存じですか？

手話及び要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障害者や音声又は言語機能障害者が、意思の疎通を容易にするため、平成18年10月から手話通訳者・要約筆記者奉仕員の派遣事業を行っています。

■対象 市内に在住する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等

#### ■内容

- 生命及び健康の維持増進に関する場合
  - 財産・労働等権利義務に関する場合
  - 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合
  - 社会参加を促進する学習活動等に関する場合 等
- ※ただし、営利目的や個人の娯楽に関する場合等は、対象になりません。

■派遣範囲 原則として愛媛県内



#### ■派遣時間・回数

- 1回につき3時間まで
- 1人当たりの派遣回数は1週間に3回まで

■費用 無料

#### ■申請方法

個人の場合は、派遣希望日の7日前まで  
団体の場合は、1か月前までに申請をしてください。

■問い合わせ 福祉課障害者福祉担当(内線556)